

(書式 7-2)

遺産分割について第三者に委託する目的の信託契約書

信託契約書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間に次のとおり、遺産分割について第三者に委託する目的の信託契約を締結する。

(信託財産)

第1条 甲は乙に対し、甲の権利に属する別紙財産目録記載の金銭・有価証券・不動産を乙に信託し乙はこれを引き受ける。

(目的)

第2条 本信託は甲が意思能力喪失後の甲及び甲の配偶者の扶養、さらには甲の死後の甲の配偶者の扶養を乙に託するとともに、甲の配偶者の死亡後の財産の最終帰属については、推定相続人である三人の子どもに如何に分割帰属させるかを乙に裁量委託するものである。

(信託期間)

第3条 信託期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から甲の配偶者の死亡の日から6月後までとする。

(受益者)

第4条 本信託の受益者は、甲本人及び甲の配偶者であり、甲の配偶者死亡後は甲の三人の子どもである。

(受益者への給付)

第5条 乙は、信託財産の収益金から信託報酬その他の費用を控除した残余金を金銭により受益者に交付するものとする。

また乙は、受益者の生活または療養の需要に応じるため、実際の必要に応じて定期的に信託財産の一部を金銭により受益者に交付するものとする。支払いの金額、時期および方法については、甲の指図に従い行うものとする。

(信託財産の管理運用)

第6条 乙は甲が意思能力を喪失するまでは甲の指図により、甲が意思能力を喪失した後は甲の指図の無い部分は乙の裁量により信託財産の管理運用をなす。

(意思能力喪失の判定)

第7条 乙は、甲の担当医の発行にかかる診断書など説得力のある証拠により、甲が意思能力を喪失したと判定することができる。

(信託財産の最終帰属)

第8条 乙は信託終了日に、三人の子どもの生活状況、甲の配偶者に対する介護の度合い等諸般の事情を総合判断して、裁量により、信託財産の最終帰属を決定する。但し個々の遺留分を侵害してはならない。

(信託報酬)

第9条 信託報酬は次の通りとする。

(1) 受託時に受取る手数料 (受託時一回限り)

対象とする金額	受託する信託財産の価額
料	率
1億円までは	〇〇%
1億円を超える部分	〇〇%

(2) 毎年受取る管理手数料

毎年〇〇月〇〇日に〇〇〇円 (消費税込み)

(受益権の譲渡等の禁止)

第10条 本契約の受益権はいかなる場合にもこれを譲渡しまたは担保に供することができない。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、〇〇〇地方裁判所をその管轄裁判所とする。

以上のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

甲

住所

乙

代表取締役

Asahi Chuo



信託財産目録

1 金銭 金〇〇〇円

2 預貯金

(1) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

(2) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

3 有価証券

(1) 銘柄

種類

株数

額面金額

(2) 銘柄

種類

株数

額面金額

4 不動産

(1) 土地

所在

地番

地目

地積 平方メートル

(2) 建物

所在

家屋番号

種類

構造

床面積 平方メートル



解説

(第1条)

信託契約は財産の管理・保全・利殖・遺言代用・扶養など多種多様な目的のために設定される。本契約は財産承継目的であり、遺言に代わるものでもある。また信託は集団信託と個人信託に類別される。本契約は個人信託である。信託業法改正により、信託銀行以外にも内閣総理大臣の免許を受けた株式会社が信託業を営むことができるようになった。

(第8条)

甲の妻死亡後に残余財産を子どもに帰属させることについてその配分につき大幅に受託者の裁量権を認めたもの。

(第11条)

信託期間が長期に及ぶため争いが生じたときのために専属管轄裁判所を指定したもの。

(印紙)

印紙税法第2条所定の別表第一の12号で定める文書に該当する。貼付印紙額は1通につき200円である。その他印紙については、契約書作成ガイド第六「契約書と印紙」を参考にされたい。